

宿泊施設における滞在環境向上事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、県内宿泊事業者が行う旅行者の満足度向上や安全対策等を推進するための取組に対し、予算の範囲内で宿泊施設における滞在環境向上事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、用語の定義は、次のとおりとする。

「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル及び同条第3項に規定する簡易宿所並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）の経営者をいう。

(補助事業者等)

第3 この補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、長野県内に所在する宿泊施設を設置する宿泊事業者とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

- (1) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 県税に未納がある者
- (3) その他知事が適当でないと認める者

3 第1項の規定に関わらず、次に掲げる事業を行う場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 特定の宗教団体、政治団体若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教もしくは政治的目的のための活動と認められる事業
- (2) 公序良俗に反する事業

(補助対象経費)

第4 補助対象経費は補助事業者が長野県内に設置する宿泊施設の整備に係るものとして別表のとおりとする。

2 消費税及び地方消費税相当額は補助の対象外とする。

(補助額の算出方法)

第5 補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金交付の申請)

第6 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、宿泊施設における滞在環境向上事

業補助金交付申請書（様式第1号）に知事が定める書類（以下「関係書類」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊施設における滞在環境向上事業補助金実施計画書（様式1-1）
- (2) 宿泊施設における滞在環境向上事業補助金対象経費明細書（様式1-2）
- (3) 前各号に掲げるもののほか知事が特に必要と認める書類

3 前2項の書類の提出期限は、知事が別に定める。

4 補助金の申請は一宿泊事業者当たり各年度一施設一回限りとし、同一の宿泊事業者が経営する施設分をまとめて申請するものとする。

（交付決定の通知）

第7 知事は、第6第1項の規定による申請書の提出があった場合には、受付順に当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内で交付決定を行い、補助金交付決定通知書を補助事業者へ送付するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に宿泊施設における滞在環境向上事業補助金交付申請取下書（様式第2号）の提出をもって知事に申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第9 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と区分して経理し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第10 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ宿泊施設における滞在環境向上事業補助金計画変更承認申請書（様式第3号）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の20パーセント以内で増減する場合（補助金の額の増額を伴わない場合に限る。）を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的に変更をもたらすものでない、事業計画の細部の変更である場合を除く。
- (3) 交付申請時に予定していた事業期間内に完了しないと見込まれるとき。

2 知事は、前項の規定による変更の申請を受け、これを承認したときは、変更交付決定を行

い、補助事業者に通知するものとする。

- 3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ宿泊施設における滞在環境向上事業補助金計画中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（契約等）

第11 補助事業者は、補助事業のうち事業全体の企画及び立案並びに根幹にかかわる執行管理分を第三者に背負わせ、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた場合にはその限りではない。

（権利譲渡の禁止）

第12 補助事業者は、第7第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（状況報告）

第13 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに宿泊施設における滞在環境向上事業補助金状況報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第14 補助事業者は、補助事業が完了（又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は知事が別途定める日のいずれか早い日までに宿泊施設における滞在環境向上事業補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

なお、知事は必要と認める場合に別途提出期限を定めることができる。

2 前項の関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊施設における滞在環境向上事業補助金実績書（様式第6-1号）
- (2) 宿泊施設における滞在環境向上事業補助金経費内訳書（様式第6-2号）
- (3) 前各号に掲げるもののほか知事が特に必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第15 知事は、第14第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要性に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書を補助事業者に送付するものとする。

（補助金の支払）

第16 補助金は第15の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとし、補助事

業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、宿泊施設における滞在環境向上事業補助金精算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要があると認めたときには、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書きの規定により補助金の交付を受けようとするときは、宿泊施設における滞在環境向上事業補助金概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第17 知事は、第10第3項の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、規則、本要綱又は法令、規則若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (3) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）に違反した場合
- (4) その他規則第15条第1項各号の規定に該当した場合

（財産の管理等）

第18 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、宿泊施設における滞在環境向上事業補助金に係る取得財産等管理台帳（様式第9号）を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第14第1項に定める実績報告書に宿泊施設における滞在環境向上事業補助金に係る取得財産等管理明細表（様式第10号）を添付しなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

第19 取得財産等のうち、規則第19条第1項第2号の規定に基づき知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

- 2 規則19条第2項第2号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）を勘案して、知事が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取

得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ宿泊施設における滞在環境向上事業補助金財産処分承認申請書（様式第11号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 第18第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（情報管理及び秘密保持）

第20 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第21 補助事業者は、別紙1に記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（雑則）

第22 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月8日から適用する。

別表（第4、5関係）

補助対象経費		補助率	上限額
高付加価値化・DX ^{※1}	左欄の実施に要する工事請負費及びこれに付随する調査・設計費、設備・備品購入費等	1/2以内 ただし、国又は政府関係機関の補助金等の交付を受けた又は受ける予定の事業は、補助金等相当額を控除した額の1/2以内	1施設 250万円
ユニバーサル化（インバウンド対応含む） ^{※2}			
公益的機能強化 ^{※3}			
その他知事が宿泊施設における滞在環境向上に資すると認めたもの			

※1 新たなサービスの提供やデジタル技術の活用により、宿泊施設利用者の利便性、快適性、体験価値、満足度の向上に資するもの

※2 年齢、障がいの有無、国籍、言語、文化的背景等にかかわらず、誰もが安全・安心・快適に利用できる環境整備やサービス改善に資するもの

※3 施設の防災・減災設備整備 等

別紙1（第21関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。